

令和 4 年 9 月 6 日現在

機関番号：35308

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2018～2020

課題番号：18H00608

研究課題名(和文) インターネット研究倫理の構築 - 倫理問題の考察と倫理ガイドラインの提案

研究課題名(英文) Foundation of Internet Research Ethics: Studies on Ethical Problems and Preparation of Ethics Guidelines

研究代表者

大谷 卓史 (Otani, Takushi)

吉備国際大学・アニメーション文化学部・准教授

研究者番号：50389003

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 5,100,000円

研究成果の概要(和文)：1) 研究倫理審査と研究・イノベーションの社会や環境、人などに対する影響を評価する倫理影響評価について、欧州標準化機関に提出された参照文書と、その背景について、日本語で紹介した。同参照文書は、今後欧州発のマネジメント標準となる可能性がある。

2) インターネット研究倫理について現状調査を行い、世界的に影響が大きいAssociation of Internet Researchersの2012年・2020年版ガイドラインを翻訳した。

3) 上記2つの文書の翻訳を公開準備中。インターネット研究倫理に関する解説を公表。また、インターネット研究倫理とその基礎となる情報倫理に関する書籍を出版予定である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、情報通信技術(ICT)を仲立ちとして人を対象とする研究について、研究対象者や、研究者・研究スタッフ、社会への悪影響を低減するための基礎的な資料を提供するものである。研究対象者についてはプライバシーや自律、尊厳の尊重、研究スタッフについては研究における心理的安全、社会に対してはICTや社会的意思決定に対する信頼などを大事にする必要がある。研究者の倫理的な配慮がこれらの対応の基礎となる。研究者の倫理的配慮を喚起するガイドラインや欧州標準化機構の参照文書を国内で紹介し、今後のガイドライン作成の基礎を築いた。

研究成果の概要(英文)：1) We introduced CWA17145, which was a reference document on the Research & Innovation ethical review and on the Ethical Impact Assessment (EIA) submitted to CEN (European Standardization Organization) with its academic background, the SATORI project led under the EU's 7th Framework Program. We anticipate the document might be a management standard from EU in the near future.

2) We investigated internet research ethics guidelines, practices, and theory in abroad, and translated the two of the versions(the year of 2012, and 2022) of ethical guidelines of the AoIR (Association of Internet Researchers) into Japanese.

3) We published articles and commentary on internet research ethics. We are preparing the publication of the above documents(CWA17145, and the AoIR ethical guidelines, and a book on internet research ethics and information ethics as its fundamentals.

研究分野：情報倫理学、科学技術史

キーワード：インターネット研究倫理 情報倫理 欧州標準(CEN) 倫理影響評価 倫理ガイドライン

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

海外(米欧加等)では、インターネットを通信手段または研究調査の場として活用する研究は、「インターネット研究(Internet Research)」と総称され、研究対象者(被検者)の人権・尊厳・利益を守り、インターネット研究を健全に推進するため、その研究倫理および倫理ガイドラインの検討が進められてきた。

ところが、国内ではインターネット研究に関して、一般的な倫理ガイドラインが存在しないうえ、倫理審査の対象と考えられてこなかった。倫理的配慮の欠如によって、インターネットユーザーの感情を毀損し、インターネットコミュニティでのコミュニケーションを妨害する懸念があるだけでなく、トラブルが生じたことによって、研究の継続的实施が困難となる可能性がある。

一方で、2014年には、ソーシャルネットワーキングサービスのFacebookにおいて、ユーザーの投票行動や感情を操作する実験が行われた。この実験によれば、ソーシャルメディアの情報操作は各個人に対する影響はきわめて小さいものの、集団全体としてみると、一定の無視しえない影響を与えることがわかった。利用規約上ユーザーデータの実験的利用は許されると主張されたものの、ソーシャルメディアを通じての社会実験には何らかの倫理的規制が必要との認識も高まった。

すなわち、インターネット研究を十分に展開し、その成果を学術的・社会的に十全に活用するには、インターネットユーザーおよび社会の理解と受容が必要とされる。そして、インターネット研究による社会への負の影響を予防するため、インターネット研究のリスクを見通し、リスクの予防と制御が必要とされる。このような背景から、インターネット研究倫理の考究と確立が必要とされ、インターネット研究に従事する者が活用できる倫理ガイドラインが求められている。

2. 研究の目的

本研究は、インターネットを通信手段・調査研究の場として利用するインターネット研究一般の倫理を考究し、インターネット研究の倫理ガイドラインを提案することを目的とするものである。

3. 研究の方法

(A) 関連文献の調査と翻訳、分析

海外におけるインターネット研究倫理の研究状況に関して、インターネットに公開されている調査報告書・倫理ガイドライン等や、公刊された論文・書籍をもとにして、調査研究を実施する。必要に応じて、翻訳を行う。

(B) オンライン・実地の倫理審査の実態調査

文献調査を踏まえて、インターネット研究倫理に関する倫理審査の実態について、応用倫理学者・情報倫理学者や、実際の倫理審査を実施する審査者に対して、インターネットを通じた聞き取り調査や対面調査を実施する。また、情報倫理学やインターネット研究にかかわる学会・研究会等を通じて、情報収集と意見交換に努める。

(C) インターネット研究にかかわるリスクの調査研究

先行研究を踏まえて、実際に生じた問題事例の分析等を通じて、インターネット研究にかかわるリスクを示し、そのリスクを低減するための倫理的条件を考察する。

(D) インターネット研究の倫理ガイドラインの構想と提案

(A)～(C)の調査研究を踏まえて、国内におけるインターネット研究の倫理ガイドライン案を構想・作成し、提案する。

4. 研究成果

研究倫理ガイドラインの作成・提案には至らなかったものの、下記の成果を得た。

(1) 海外のインターネット研究倫理ガイドラインの翻訳と分析

Association of Internet Researchers (AoIR インターネット研究学会)のインターネット研究倫理ガイドラインの翻訳と分析を行った。

同学会は、1990年代、インターネット研究の開始にあたって結成された学会で、広くインターネットを研究の場としたり、インターネットをアンケート調査等のメディアとして活用したりする研究者が集まる学会である。学会結成当初から、インターネット研究の研究倫理について、情報倫理学者・社会学者等が強い関心をもち、2002年に研究倫理ガイドラインの第1版を公表した。本ガイドラインは、以後、AoIR倫理ガイドラインと呼ぶ。

同ガイドラインの特徴は、一般的な倫理ガイドラインのようにルールベースではなく、研究における倫理的な意思決定を支援するよう、研究の各段階で立ち止まって考察すべき問いを示し、その問いの背景となる倫理的問題とその考察に役立つ知識・情報を提供する構成をとることで

ある。

その後、同ガイドライン、インターネット技術の発展（Web2.0の登場と展開、ソーシャルネットワークサービス（SNS）の登場と展開や人工知能（AI: Artificial Intelligence など）に応じて、2012年、2020年と改訂をつづけた。本プロジェクトの当初の最終年度に最新改訂版を発見し、翻訳・分析を行うため、1年研究期間を延期した。

2012年版においては、AoIR倫理ガイドラインの上記の特徴について、「質問ベースのアプローチ」と要約し、インターネット研究における典型的な倫理的問題について、その紹介と背景となる情報倫理的な検討を行っている。インターネットにおける公共空間と私的空間の区別の困難性や、仮名による利用が多い中で、また直接対面で研究対象者とコミュニケーションすることが難しい中で、有効な同意の取得などの問題が指摘されている。

2020年版では、上記のアプローチをより明確にし、倫理的問題に関する説明をより明晰化する一方で、研究の構想・設計から公表・公表後まで、研究の段階ごとに、倫理的問題が発生しうる可能性を示すことで、問いの位置づけをより明確にすることが試みられている。また、倫理原則について、従来の功利主義や義務論、徳倫理という立場に加えて、20世紀後半以降に急速に発展したケアの倫理とフェミニズム倫理を取り入れ、附属文書としてフェミニズム倫理に関する解説を付加した。また、人工知能に関する倫理的問題、産学共同の中で実施される研究の倫理的問題など、現代的なインターネット研究の課題について扱う附属文書も作成されている。

なお、AoIR倫理ガイドラインは、インターネット研究倫理に関する研究倫理審査が充実していると考えられるノルウェー国家人文・社会科学倫理委員会（NESH: National Committee for Research Ethics in the Social Sciences and the Humanities）のインターネット研究倫理ガイドラインに強い影響を与えている。AoIR倫理ガイドラインは、日本語では本研究が初めて紹介したものである（CiNiiには関連文献見当たらない）

上記の2012年版ガイドライン、および2020年版ガイドラインについては、情報倫理や関連する倫理について調査検討を行ったうえで、翻訳をほぼ完了した（2020年版ガイドラインは、フェミニズム倫理などに関する部分について検討中）。クリエイティブコモンズ国際版 4.0のCC BYで配布されている文書であるため、翻訳完了後公開予定である。

（2）EUにおける研究倫理審査・倫理影響評価に関する参照文書CWA14175の分析

EUにおいては、研究倫理審査（CWA14175-1）および倫理影響評価（CWA14175-2）に関する参照文書が作成され、欧州標準化機関（CEN: European Standardization Committee）によって公開されている。本研究においては、同文書の分析を行い、紹介した。

CWA（CEN Workshop Agreement）は、CEN特有の参照文書で、急速に発展し、まだ技術が安定状態に達成していない分野において、関係者においてその技術に関する合意を整理し、文書化するものである。いわゆるデジュールの国際標準・地域標準・国家標準のような強制力はもたないものの、関係者がその技術をどのように定義しているか、技術における合意可能な共通要素は何かなどを示す。また、CEN加盟国以外も、合意形成を行うワークショップに参加できる。CWAは、技術に関してだけでなく、本研究が扱った研究倫理審査・倫理影響評価など、マネジメント標準に相当する参照文書もある。

CWA14175-1は、研究倫理審査委員会に関する用語の定義、研究倫理審査委員会を構成するメンバー、倫理原則と検討すべき倫理的問題、手続きなどに関して整理し、文書化したものである。附属書として、研究倫理審査にあたって参照すべき文書を添付する。附属書Aにおいては、科学全般と、諸学問分野ごとの研究倫理審査における研究倫理原則と関連する倫理的問題を示している。研究倫理原則に関しては、従来の研究倫理における配慮（研究対象者の保護、実験動物の不必要な苦痛の除去など）に加えて、安全保障問題に対する配慮（悪用の危険性を明らかにすること、必要がある場合には安全保障専門家の見解を参照することなど）や環境への配慮、研究スタッフの健康や安全に対する配慮を示していることが重要である。また、倫理審査にあたって、倫理原則が矛盾を示すような状況に陥った場合どのように問題を解決すればよいか示す手続きへの言及があることも注目される。ただし、アルゴリズムカルな手続きではなく、人間が倫理的・政治的思慮を働かせて解決することが求められる。

一方、CWA14175-2は、倫理影響評価（EIA: Ethical Impact Assessment）（以下、EIA）に関するものである。EIAは新規な概念であり、日本語では本研究が初めて紹介したものである（CiNiiには関連文献見当たらない）。下記（3）で示すように、EIAじたいが依然として現在発展中の概念・手続きである。

EIAは、研究およびイノベーションが研究対象者や実験対象の動物、人、社会、環境、研究スタッフなどに与える正負の倫理的な影響について、研究やイノベーションが実施されるよりも前に検討・評価し、必要があれば、研究デザインやイノベーションの方向性などの変更や、研究・イノベーションじたいの中止を求めることができる活動を指している。

EIAは、近年欧州で発展したテクノロジーのかじ取りの方法として注目されているRRI（Responsible Research and Innovation）と密接に関係する。RRIは、幅広い利害関係者の研究・イノベーションの上流過程（研究・イノベーションの企画・構想・設計やアセスメントなど）への参加を促進することを、重要な手法としている。EIAは、上記の研究倫理審査で導入されるべき視点とされ、上記のCWA14175-1においても、研究倫理審査委員会には、当該分野

の専門家や法と倫理の専門家に加えて、社会的利害を代表する団体の代表者などを加えるよう勧告する。EIA を実施するにあたって多様なメンバーによる検討・評価が求められる。

こうした CWA14175 に関する分析と評価に関しては、電子情報通信学会技術と社会・倫理研究会において発表した。報告においては、CWA は今後 CEN 標準として欧州各国で規格化される可能性があることを指摘した。とくに、(3) で示すように欧州および世界での研究倫理審査および EIA の標準化を求める動きがあることから、今後注視していく必要があることを示した。また、研究期間完了後の研究発表(2022年6月)において、CWA14175-1 におけるコンピュータ科学・情報科学に関する研究・イノベーション規制は過剰または非合理的なものであることを示した。CWA14175 をよりよいものとしていくには、適切な規制が重要であり、当該分野の科学技術者を含め、幅広い分野の専門家の参加が求められると、主張した。

なお、CEN の許諾を得られれば、CWA14175 を邦訳し公表する予定である。

(3) CWA14175 の作成に至った SATORI プロジェクトの分析と紹介

CWA14175 は、EU の第7次フレームワーク計画(FP7: EU's 7th Framework Program 2007-2013年)の助成を受けて実施された SATORI プロジェクトの成果物である。FP7 は、EU 全域を対象として資金助成を行う研究・イノベーション計画の第7次プログラムで、SATORI プロジェクトは同プロジェクトの一環として2014年1月から2017年9月まで実施された。研究・イノベーションにおける倫理原則の確立と、研究・イノベーションにおけるその適切な適用を実現することを目的とするものである。とくに、発展途上国など研究・イノベーションに対する規制が弱い国や地域に研究・イノベーションの場を移すことで、倫理的に問題があり、自国では実施できない研究・イノベーションを実施しようとする「倫理ダンピング」への警戒が、このプロジェクトの背景にはあった。その最終成果物は上記の CWA14175 である。

本プロジェクトは、欧州8か国(1か国はEU未加盟国)および米国・中国について、研究倫理審査の現状について調査を実施し、この調査結果をもとに、研究倫理審査委員会の標準的なあり方および倫理原則・倫理的諸問題、EIA について検討を行っている。科学分野ごと、組織タイプごと、国ごとの研究倫理審査に関する比較研究、倫理ガイドライン・倫理規制機関などの現状調査などを行い、報告書がまとめられている。欧州共通倫理評価フレームワーク(Common EU Ethics Assessment Framework)と呼ばれる研究倫理評価の枠組みを作成し、研究倫理審査の標準的なあり方や、EIA に関する大きな枠組みを示す文書をまとめている。

研究成果である報告書類、および上記の CWA14175、CWA14175 取りまとめのための会合に関する報告などに関しては、SATORI プロジェクトのホームページ(<https://satoriproject.eu/>)で公開されている。

本科費プロジェクトにおいては、SATORI プロジェクトの主要な成果物を翻訳したうえで分析し、電子情報通信学会技術と社会・倫理研究会において、その分析結果を公表した。すでに CWA14175 の分析で示したように、現代の科学技術分野の現状を反映した研究倫理原則の提示や、RRI を意識した研究倫理審査委員会、新しい EIA の考え方などが、日本における今後の研究倫理審査のあり方・方向性について、重要な示唆を与えるものと思われる。

SATORI プロジェクトの研究動機の一つとして、欧州各国間、または発展途上国との間での倫理ダンピングの防止が重要であったことを考えると、今後上記の CWA14175 は、欧州内での標準化を経て大きな影響力を有する可能性がある。欧州における研究倫理審査および倫理影響評価に関する動向は、今後も注視が必要と考える。

(4) インターネット研究倫理に関する検討とその成果の公表

上記の3点の海外事例・研究調査の分析・検討を踏まえ、研究分担者のフィールドワーク調査の研究倫理に関する知見などを参照し、インターネット研究倫理に関する検討を行った。

フィールドワーク研究においては事前の同意取得が困難な場合があったり、事前の同意取得を行うにしても文書による取得が適さない場合があったりする。調査内容によっては、同意書が外部に漏れいした場合、同意書の存在が研究対象者を窮地に陥れる場合がある(たとえば、違法な薬物使用者に関する調査など)。インターネットを研究の場とする調査においても、一般に奇異な目で見られがちな行動にかかわるコミュニティ(たとえば、自分自身の裸体を撮影して投稿するインターネットコミュニティなど)の参加者の調査においては、フィールドワークと同様の配慮が必要とされる。インターネットを研究の場とする類似調査も含め、フィールドワーク調査においては研究対象者およびコミュニティとの信頼関係構築が最重要であり、調査・研究を終了し、調査・研究成果を発表して以後も、研究対象者およびコミュニティと一人の人間としてつきあえるかどうか、調査が倫理的に許容されるかどうかの重要な条件である。また、研究対象者に対しては、ただ調査・研究の対象としてなら「お返し」をしないことも問題となる。フィールドワーク研究においては、その研究倫理の中で、最低限、成果の報告書を提供することに加え、調査・研究を通じて得られたさまざまな成果を研究対象者およびコミュニティに「お返し」することが試みられてきた。インターネット研究倫理においても、フィールドワーク研究を参照して、同様の研究倫理が求められることを示した。

さらに、インターネット研究倫理の考察を越えて、21世紀の多面的社会における倫理を探る手掛かりを得た。1990年代、インターネット登場当時、グローバルな情報倫理の必要性の指摘とその誕生への期待があった。AoIR 倫理ガイドラインの作成で中心的役割を果たしてき

た情報倫理学者 Charles Ess はグローバル情報倫理の提案者のひとりで、倫理的多元主義をその根底に据えていた。グローバルに展開するインターネットは、必然的に多様な文化的・倫理的背景を有する人々が参加し、コミュニケーションする場となることから、グローバル情報倫理の必要性と誕生への期待が生まれた。AoIR 倫理ガイドラインは、インターネットの上記の性質を踏まえ、さまざまな研究対象者および研究実施者・スタッフが存在することを考えると、インターネット研究においても倫理的多元主義をその倫理的前提として置いている。第3版（2020年版）において、ケアの倫理・フェミニズム倫理をカバーする内容となったのも、倫理的・文化的な多様性を包摂する態度の表れと考えられる。引き続きインターネット研究倫理の考察を継続し書籍を刊行する予定であるが、本調査研究を通じて、インターネットが世界を結ぶ21世紀における倫理的多元主義に関する調査・研究を行うためのきっかけを得た。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 5件）

1. 著者名 大谷卓史	4. 巻 47
2. 論文標題 ICTと職務専念義務	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 現代思想	6. 最初と最後の頁 29-36
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 高島雄哉, 大澤博隆, and 三宅陽一郎	4. 巻 34
2. 論文標題 アティクル：表紙解説 『宇宙戦艦ヤマト2202』アナライザーと人間の新しいランドスケープ	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 人工知能	6. 最初と最後の頁 749-754
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.11517/jjsai.34.5_749	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 大澤博隆, 三宅陽一郎, and 大内孝子	4. 巻 34
2. 論文標題 アティクル：表紙解説 クリエイターが創造する世界観から探る, AI およびAI 社会の未来像	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 人工知能	6. 最初と最後の頁 950-957
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.11517/jjsai.34.6_950	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 久木田水生	4. 巻 925号
2. 論文標題 ロボット兵器の倫理的問題：殺人の自動化というテクノロジー	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 世界	6. 最初と最後の頁 123-130
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久木田水生	4. 巻 62
2. 論文標題 技術開発に倫理を組み込むこと：人工知能の事例から	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本原子力学会誌 ATMO	6. 最初と最後の頁 20-23
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.3327/jaesjb.62.2_74	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 久木田水生	4. 巻 38
2. 論文標題 ロボットの倫理：友達ロボットから殺人ロボットまで	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本ロボット学会誌	6. 最初と最後の頁 18-22
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.7210/jrsj.38.18	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 久木田水生	4. 巻 31
2. 論文標題 ロボット倫理学	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 知能と情報	6. 最初と最後の頁 133-138
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.3156/jsoft.31.5_133	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計16件(うち招待講演 2件/うち国際学会 1件)

1. 発表者名 大谷卓史, 大澤博隆, 久木田水生, 西條玲奈
2. 発表標題 欧州SATORIプロジェクトにおける研究開発倫理ガイドライン開発(1)背景と概要
3. 学会等名 電子情報通信学会技術と社会・倫理研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 大谷卓史, 大澤博隆, 神崎宣次, 久木田水生, 西條玲奈
2. 発表標題 欧州SATORIプロジェクトにおける研究開発倫理ガイドライン開発(2) - 共通フレームワークとCEN標準案 -
3. 学会等名 電子情報通信学会技術と社会・倫理研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 西條 玲奈
2. 発表標題 Privacy Issues and Citation from Non-Academic Online Sources: a Case Study of the Online Flaming Incident in Japan
3. 学会等名 6th World Conference on Research Integrity (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 久木田水生
2. 発表標題 人工知能の倫理的課題：軍事利用、自動的意思決定による差別の事例から
3. 学会等名 情報ネットワーク法学会分科会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 神崎宣次
2. 発表標題 倫理の観点からみたEdTechのELSI論点
3. 学会等名 シンポジウム「学習データ活用EdTech（エドテック）のELSI（倫理的・法的・社会的課題）」
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 神崎宣次
2. 発表標題 (応用倫理学を学んだ世代から見た) 応用倫理学の現在
3. 学会等名 京都大学大学院文学研究科応用哲学・倫理学教育研究センター主催シンポジウム「京大応用倫理の25年 - 水谷雅彦教授退職記念シンポジウム - 」
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 久木田水生
2. 発表標題 フランケンシュタイン・コンプレックスとAIをめぐる言説
3. 学会等名 北海道哲学会オンライン
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 久木田水生
2. 発表標題 人工知能の倫理とその教育
3. 学会等名 電子情報通信学会SITEシンポジウム「データサイエンスのELSIと教育」オンライン(招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 久木田水生
2. 発表標題 モラル行動の研究情報
3. 学会等名 ネットワーク法学会第21回研究大会オンライン
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 久木田水生
2. 発表標題 AIのELSIと研究倫理
3. 学会等名 電子情報通信学会総合大会パネルセッション「倫理綱領を改訂するべきか」オンライン
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 久木田水生
2. 発表標題 ロボット倫理学・AI倫理学の観点から見る自動運転
3. 学会等名 自動運転と共創する未来社会検討小委員会オンライン
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 久木田水生
2. 発表標題 顔認証と監視の倫理
3. 学会等名 「顔身体学」領域主催公開シンポジウム「顔認証倫理 デジタルリスクとその克服」秋葉原UDX
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 久木田水生
2. 発表標題 サービスが直面する倫理的課題とその超克
3. 学会等名 協創の森ウェビナー第9回 デジタルサービスと共生するための社会受容と倫理課題オンライン
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 大谷卓史
2. 発表標題 倫理綱領とは何か：その社会的機能と考え方（SITE研究会企画セッション）
3. 学会等名 電子情報通信学会2022年総合大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 大谷卓史，壁谷彰慶，西條玲奈，神崎宣次，大澤博隆，久木田水生
2. 発表標題 意思決定支援としての研究倫理 - AoIR倫理ガイドラインの原則と倫理分析 -
3. 学会等名 電子情報通信学会技術と社会・倫理研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 大谷卓史，多根悦子，西條玲奈，岸本充生，壁谷彰慶，森下壮一郎
2. 発表標題 「切れば血が出る」データの倫理： データサイエンスと インターネット研究の倫理を探る
3. 学会等名 応用哲学会第13回年次研究大会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 吉備国際大学大学院知的財産学研究科編集局編集	4. 発行年 2020年
2. 出版社 マスターリンク	5. 総ページ数 461
3. 書名 知的財産法学の世界	

1. 著者名 稲葉振一郎、大屋雄裕、久木田水生、成原慧、福田雅樹編著	4. 発行年 2020年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 373
3. 書名 人工知能と人間・社会	

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>デジタル社会を生き抜くための情報倫理 1.～12. リベラルアーツ検定クイズ 2021年7月13日～2021年9月28日 (ウェブ記事: https://la-kentei.com/kotoba_special/?category=5)</p> <p>土屋俊監修、大谷卓史編著『改訂新版 情報倫理入門』教員用手引書 (非売品)</p>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	大澤 博隆 (Osawa Hirotaka) (10589641)	筑波大学・システム情報系・助教 (12102)	
研究分担者	久木田 水生 (Kukita Minao) (10648869)	名古屋大学・情報学研究科・准教授 (13901)	
研究分担者	西條 玲奈 (saijou Reina) (10768500)	大阪大学・文学研究科・助教 (14401)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	神崎 宣次 (Kanzaki Noritsugu) (50422910)	南山大学・国際教養学部・教授 (33917)	

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	壁谷 彰慶 (Kabeya Akiyoshi)	東洋英和女学院大学・非常勤講師 (32718)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関